

## 歴史(奈良時代②・人々の暮らし編)

唐の均田制にならって、6年ごとに①\_\_\_\_\_がつくられ、登録された  
②\_\_\_\_\_歳以上のすべての人々に③\_\_\_\_\_が与えられ、その人が死ぬと  
国に返すという制度(④\_\_\_\_\_ )ができた。そして、収穫量の約3%  
の稲を納める⑤\_\_\_\_\_や特産物などを納める⑥\_\_\_\_\_、⑦\_\_\_\_\_などの税  
が課された。また、⑧\_\_\_\_\_として、九州の警護に送られる人もいた。  
その後、⑨\_\_\_\_\_が足りなくなったため、723年に⑩\_\_\_\_\_を出す  
が、あまり効果がなかった。そこで⑪\_\_\_\_\_年に、新しく開墾した土地は  
私有が認められ、子孫に伝えていいという⑫\_\_\_\_\_を出した。  
力のある貴族や寺社は、農民に田を開墾させ、私有地(⑬\_\_\_\_\_ )を  
ひろげていったので⑭\_\_\_\_\_は崩れていった。